

アイシネンの「断熱リフォーム」の注意事項

共通事項

- 事前の現地調査にて、施工の可否、施工範囲の判断を行いますので、事前の現地調査は必須事項となります。
- 施工用のトラックの駐車スペースが無く、道路使用許可等の申請が必要な場合は、貴社にて申請・警備員の手配をお願いします。なお、施工用のトラック駐車スペースが確保できなかった場合は、施工不可とさせていただきます。

屋根断熱リフォーム

- 天井点検口が無い場合は、現地調査が行えないため、原則、施工不可とさせていただきます。但し、天井点検口を新設し、現地調査が行える場合は、施工の可否、施工範囲の判断を行わせていただきます。
- 下屋は、原則、施工対象外とさせていただきます。
- 以下のような小屋裏での作業スペースが確保できない住宅は、原則、施工不可とさせていただきます。
 - ・屋根勾配が4寸以下である。
 - ・小屋裏の高さ（最大）が1,400mm以下である。
 - ・全館空調、換気システム等のダクトが、小屋裏に張り巡らされている。
 - ・屋根を支える柱、梁（トラス）により作業の移動に制限がある、もしくは作業スペースが確保できない。
- 小屋裏収納があり、小屋裏収納部のボード解体・復旧工事の必要がある際は、貴社にて施工をお願い致します。
- 新規の天井点検口設置、小屋裏内の人通口の開口工事などが必要な際は、貴社にて施工をお願い致します。
- 小屋裏収納、勾配天井等の箇所では、ボード貼り付けのために、フォームカットが必要な場合は、フォームカット費用をご請求いたします。
- 勾配天井、母屋下がり箇所に関しては、原則、施工範囲外とさせていただきます。但し、天上解体等の施工可能な措置を講じていただいた場合は、施工致します。
- 夏期においては、小屋裏内が高温となるため、作業者の安全を考慮し、施工をお断りする場合があります。
- 断熱リフォーム施工の際、既存の天井断熱材が散らかることがあります。
- 施工性の悪い箇所においては、小屋裏内天井面にフォームが飛散する可能性があります。

床断熱リフォーム

- 床下点検口が無い場合は、現地調査が行えないため、原則、施工不可とさせていただきます。但し、床下点検口を新設し、現地調査が行える場合は、施工の可否、施工範囲の判断を行わせていただきます。
- 新規の床下点検口設置が必要な場合は、貴社にて施工をお願い致します。
- 以下のような床下での作業スペースが確保できない住宅は、原則、施工不可とさせていただきます。
 - ・基礎からの床根太（大引）下までの距離が、380mm以下である。
- 施工性の悪い箇所においては、基礎面にフォームが飛散する可能性があります。